

都営住宅 入居者募集

募集内容

- ▽ 家族向け・単身者向け
(一般募集住宅)
- ▽ 定期使用住宅(若年ファミリー向け)
- ▽ 定期使用住宅(多子世帯向け)
- ▽ 若年ファミリー向け

申込書配布期間 11月1日(火)～11日(金)
申込書配布場所 まちづくり推進課(市役所第二庁舎5階)

市役所第二庁舎1階受付、管財課(市役所本庁舎1階)、夜間・休日は施設管理室(同一階)で配布するほか、配布期間中に限り、東京都住宅供給公社ホームページ(<http://www.to-kousya.or.jp>)からダウンロードできます。

その他 募集内容、申込資格等詳しくは、「都営住宅募集のご案内」をご覧ください。
申込方法 11月15日(必着)までに、郵送で渋谷郵便局へ。

問合せ JKK東京(東京都)
また、街路灯の中には商店会が管理しているものや東京都が管理しているものがあります。街路灯に商店会等の名称が入っていればその商店会へ、東京都のマークがついていれば東京都北多摩南部建設

リオパラリンピック 出場選手報告会

リオパラリンピックに出場した吉田信一選手から、パラリンピックの感想や東京パラリンピックに向けて思うことなどを伺います。

とき 11月2日(水) 午後6時30分～7時30分
ところ 小金井 宮地楽器ホール小ホール
出場選手 吉田信一さん(国立研究開発法人情報通信研究機構=NICT所属)
定員 150人(当日先着順)
その他 手話通訳・保育あり。
問合せ 生涯学習課スポーツ振興係
(☎042-386-2462)



住宅供給公社) 都営住宅募集センター(☎0570-0101-810) 11月1日～11日、☎03-3498-8894)、まちづくり推進課住宅係(☎042-387-9861)

ふれあいメロディー 放送時間の変更

11月1日から、「ふれあいメロディー」(定時放送)の放送時間が変わります。

放送時間 午後4時30分(11月～平成29年3月)
問合せ 地域安全課防災消防係(☎042-387-9807)

街路灯が点灯していないときはご連絡を

市で管理している街路灯には、設置している柱に下図のような6桁の管理番号を表示しています。街路灯が点灯していないときは、管理番号をご連絡ください。

また、街路灯の中には商店会が管理しているものや東京都が管理しているものがあります。街路灯に商店会等の名称が入っていればその商店会へ、東京都のマークがついていれば東京都北多摩南部建設

事務所小金井工区(☎042-326-8862)へご連絡ください。
※ 連絡を受けてから修理までは通常3日前後かかります。



問合せ 交通対策課交通対策係(☎042-387-9805)

住宅用新エネルギー 機器等設置費の一部を補助

太陽光発電などの住宅用新エネルギー機器等を購入し設置し、使用している方に、予算の範囲で設置費用の一部を補助します。

必要書類、補助対象機器等の詳細は、環境政策課(市役所第二庁舎4階)で配布している平成28年度用要綱やホームページをご覧ください。

補助対象 平成27年4月1日以降に市内の個人用住宅に自家用として未使用の対象機器を設置した方
▽市税等を完納している方
※ 賃貸住宅や区分所有建築物・共有建築物でも条件により対象となる場合があります。

補助対象機器・金額 燃料電池(エネファーム) 5万円
▽太陽光発電設備 110万円
▽太陽熱温水器 11万5千円
▽太陽熱ソーラーシステム 3万円

※ 組み合わせ申請は可能ですが、太陽熱温水器および太陽熱ソーラーシステムの組み合わせ申請はできません。
申請・問合せ 環境政策課環境係(☎042-387-9817)

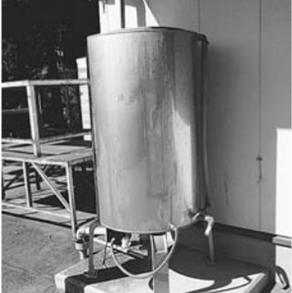
雨水貯留施設の設置費の一部を補助

雨水の積極的な有効利用と節水活動を目的として、雨水貯留施設(雨水タンク等)の設置費用の一部を補助します。

なお、一度の申請で2基まで申請できますが、申請後、3年間は申請できなくなりますのでご注意ください。
補助金を利用する方は、購入前にご相談ください。

補助対象 市内で所有または利用する建物に、雨水貯留施設を購入し設置した方
▽市税等を完納している方
補助金額 貯留施設本体の購入金額の2分の1に相当する金額で、3万円を上限とします。(10円未満は切り捨て)

問合せ 環境政策課環境係(☎042-387-9817)



住宅用地の建て替え 特例制度の適用申請を

市内にある既存の住宅用家屋を建て替える際は、平成29年1月1日現在、更地や建設途中で家が完成していない場合、住宅用地の特例制度が適用されず、土地の固定資産税・都市計画税の税額が上がります。

ただし、条件を満たしていれば引き続き特例制度の適用が受けられます。(平成29年度課税の対象となります)
特例制度を適用するためには申請が必要です。適用の可否については、お問い合わせ

市道の現況測量を実施

道路台帳平面図補正のため、市道の現況測量を実施します。

なお、作業員は、市発行の身分証明書を持参し、腕章を着用します。
期間 11月～平成29年3月(予定)

対象地区 市内全域
問合せ 道路管理課道路測量係(☎042-387-9857)

11月は市役所接遇向上月間
市職員が自らの接遇を振り返り、職員一人ひとりの接遇に対する意識啓発を図ることを目的として、11月を「接遇向上月間」とします。
利用者の視点に立った質の高いサービスを提供するため、接遇マニュアル等を活用

生活協同組合コープみらい コープ小金井ぬくい坂下店を リサイクル推進協力店に認定

今回、新たに次の店舗をリサイクル推進協力店に認定しました。

協力店名 生活協同組合コープみらい
コープ小金井ぬくい坂下店
所在地 貫井南町2-7-16
電話番号 042-388-1015
営業内容・認定内容等 食料品の販売など。紙パック、食品トレイ、アルミ缶等の6品目の自主回収の実施、詰め替え商品の販売促進、マイバスケ(そのまま持ち帰れる買い物かご)の販売・活用

問合せ ごみ対策課減量推進係(☎042-387-9835)



一斉美化清掃を行っています みんなでまちをきれいに!

町会・自治会の皆さんを中心に、まちをきれいにする運動の一環として、公共の場所(道路や公園など)の美化清掃を行っています。

参加希望の方には、お住まいの地区の町会や自治会などを紹介します。詳しくは、お問い合わせください。

- とき
- ▷ 東町、中町、本町1・6丁目=11月13日
 - ▷ 梶野町、緑町、本町2～5丁目=11月20日
 - ▷ 前原町、貫井南町=12月4日
 - ▷ 貫井北町、桜町、関野町=12月11日
- ※ いずれも日曜日午前9時～10時
清掃用具 必要な用具は、各自でご用意ください。一斉美化清掃用のごみ袋(ボランティア袋)は、町会・自治会長を通じて配布します。

集めたごみは、「枝木・雑草類・落ち葉」「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「有害ごみ・スプレー缶」に分け、町会・自治会で決められた「一斉清掃専用ごみ集積所」の看板(右図)のある所に出してください。翌日収集します。

※ 家庭ごみ、粗大ごみ、私有地から出たごみは対象外です。
問合せ ごみ対策課清掃係(☎042-387-9835)



し、この月間を通して市職員としての接遇の在り方を再確認することにより、皆さんが気兼ねなく市役所を訪れ、気持ちよくサービスを利用していただけるよう接遇の向上に努めます。

なお、職員の接遇に関してお気付きの点がありましたら、アンケート用紙に記入してください。

アンケート用紙・回収箱設置 11月1日(火)～30日(水)に、市役所本庁舎、第二庁舎、保健センター、図書館本館、公民館本館ほか

問合せ 職員課人事研修係(☎042-387-9808)



善意の輪

市取扱分

◎9月分

【特定寄附】

- ◆緑化保全のために
▽2万9千600円＝東京むさし農業協同組合
- ◆地域福祉のために
▽10万円＝匿名